

ソーシャルファームについて



事務局長 佐藤 栄

「ソーシャルファーム (Social Firm) 」とは？

- **自律的な経済活動**を行いながら、
就労に困難を抱える方が、**必要なサポート**を受け、
他の従業員と共に働いている社会的企業
- 1970年代にイタリアで誕生
- ヨーロッパに約1万社、韓国に3千社など各国に広がる

東京都の取組、認証について

令和元年12月 **条例制定**
「都民の就労の支援に係る施策の推進と
ソーシャルファームの創設の促進に関する条例」

令和2年10～11月 令和2年度認証ソーシャルファーム募集

令和3年3月 東京都認証ソーシャルファーム**誕生**

※令和3年度以降、毎年度、認証ソーシャルファームを募集

東京都認証ソーシャルファームの要件（条例第10条）

① 事業からの収入を主たる財源として運営

② 就労困難者と認められる者を相当数雇用

※就労困難者と認められる者：

①心身の障害をはじめ社会的、経済的事由等により**就労が困難**

②**東京都の認証審査会**で支援が必要と認められた者

※認証基準：**20%以上(最低3人以上)**

③ 就労困難者と認められる者が**他の従業員と共に働いている**

東京都認証ソーシャルファームの紹介



東京 SOCIAL FIRM ホームページ「事例紹介」より

(事業内容例)

- ◆ 印刷業
- ◆ RPA事業
- ◆ DTP・Web制作
- ◆ カフェ
- ◆ 食品製造・販売
- ◆ キャンプ場管理・運営
- ◆ 建設業
- ◆ 清掃業
- ◆ 警備業務

東京都認証ソーシャルファーム**43事業所**（令和6年2月5日現在）